

成安造形大学教授会規程

制定日 平成 4年 7月31日

最終改正施行日 令和 元年 6月 1日

(目的)

第1条 この規程は、成安造形大学（以下「本学」という。）学則第7条の定めにより、本学の教授会（以下、「教授会」という。）の構成及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 教授会は、学長及び本学の専任教育職員たる教授、准教授並びに講師（以下、「構成員」という。）をもって構成する。

2 第4条に定める議長が必要と認めるときは、前項の構成員を教授のみに限定し、もしくは前項の構成員に特別任用教育職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- (5) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関する事項

2 教授会は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。

- (1) 学生の除籍、退学、休学及び復学その他学生の身分に関する事項
- (2) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
- (3) その他教育研究に関する重要な事項

(議案の提出)

第3条の2 教授会に議案を提出する場合は、原則として開催1週間前までに書面をもって学長に申し出るものとする。

2 教授会への議案の提出は、学長がこれを行う。

(招集及び議長)

第4条 教授会は学長がこれを招集し、議長となる。

2 議長に支障があるときは、議長があらかじめ指名した副学長がその任務を代行する。

(開催)

第4条の2 教授会は、特別な場合を除いて、月1回これを開催する。

2 学長が臨時に開催する必要があると認めたときは、必要に応じて随時これを開催することができる。

(定足数及び委任状)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことはできない。ただし、休職中および留学中の者など長期にわたって出席できない者は、定足数から除くものとする。

2 教授会の開会前に、議長を受任者とする委任状を提出した構成員は、当該教授会に出席したものと見做す。

(議事)

第5条の2 教授会の議事は、議決の必要がある場合には、出席構成員の過半数をもって決する。

2 議長は、教授会の構成員に直接の利害関係のある事項について審議する場合は、当該構成員の退席を求めることができる。

(決定)

第5条の3 学長は、決定を行うに当たり教授会において意見を求めた事項について、これを決定する。

2 学長は、前項の決定を行うに当たり、第5条の2第1項に定める教授会の議決に拘束されない。

(非構成員の出席)

第6条 議長は、教授会に事務職員を陪席させ、又は第2条第1項に定める構成員以外の者(以下、この項において「非構成員」という。)を出席させて意見等を述べさせることができる。ただし、非構成員は、第5条の2第1項に定める議決に加わる権利を有しないものとする。

(守秘義務)

第7条 人事に関する事項、学生の個人情報に関する事項及び学長が守秘義務を課すべきものとして指定した事項の審議内容については、秘密を漏洩してはならない。

(議事録)

第8条 議長は、総務部に教授会の議事を記録させ、総務部において備えておかなければならない。

(事務)

第9条 教授会に関する事務は、総務部の所管とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日より施行する

附 則

この規程は、平成11年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月26日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、学校法人京都成安学園諸規程管理規程第9条の2の規定に基づき、令和元年6月1日から改正施行する。